

## 船員の確保・育成に関する検討会 第3回内航部会(議事概要)

1. 日 時: 平成23年10月11日(火)15:45~17:00
2. 場 所: 三田共用会議所4階 第4特別会議室
3. 出席者:

【 委 員 】 杉山委員(座長)、岩本委員、小田委員、木谷委員、久保委員、岩崎委員、笹委員、飯田委員、斎藤委員、鋤柄委員、久保田委員、澤田委員、加藤委員、上窪委員、栗林委員、小比加委員、岩田委員、三木委員、佐藤委員、伊川委員(高松委員代理出席)、蔵本委員、田中伸一委員、田中利行委員、立川委員、内藤委員

【国 土 交 通 省】 若林参事官、蝦名総務課長、藤原総務課財務・企画室長、加藤安全・環境政策課長、河村海事人材政策課長、瓦林内航課長、山本運航労務課長、岩月海技課長、大野首席海技試験官、磯崎船員教育室長、林海事人材政策課企画調整官、阪本海技企画官

4. 議事概要:

### 資料説明(事務局より一括説明)

論点1 「船員教育のあり方」(前半)河村海事人材政策課長、(後半)山本運航労務課長

論点2 「教育・訓練機関におけるより実践的な教育・訓練の維持強化 (1)航機両用教育の必要性」磯崎船員教育室長

論点3 「乗船実習の見直し」磯崎船員教育室長

### 検討会の進め方に関する議論

- ・各大学、各高専、文科省を代表し一言意見を述べさせていただく。外航部会でも述べさせていただいたが、本日国交省から提出されている資料について、国交省内部のみで検討された案が将来的に具体的な負担や責任を負うことになる者との調整も経ないままで提示されることがないよう、今後、委員間の議論を尊重し、関係者との十分な調整を図り、適切に運営を進めていただくことを強く求める。併せて、水産高校についても文部科学省の担当課と事前に十分調整してほしい。
- ・事務的な準備の遅れから、十分な時間的余裕を持って資料を見ていただく時間がなかったことについてはお詫びしたい。今後、この場を建設的な議論の場として、実質的な議論ができるよう、また代案を示すことができるよう、進めていきたいのでよろしくお願ひしたい。

- ・これらの経緯はあったが、詳細は文科省ならびに国交省で十分詰めていくということで、今日の資料をベースに議論をしていただきたい。また、本日は意見を自由に出してもらい、次回以降の部会において深度化させていくということで、取り纏めは行わないので、自由に意見・質問・感想を聞かせていただきたい。

## 論点1：船員供給体制のあり方

### (1)水産高校卒業生の資格要因の促進

- ・水産高校に関しては、ぜひ水産高校卒業生に対する資格取得制度の緩和に関して積極的に検討していただきたい。
- ・海事産業の次世代人材育成推進会議は過去1回の開催のみである。また、幹事会は過去2回開催したことはあるが、現状では停止した状態であり、こういうものを積極的にやっていただきたい。さらに、これら以外のイベントについても大学、高専と連携して実施していただき、人材育成に繋げていただきたい。
- ・水産高校卒業生に対する資格要件についての改定案は内航総連から当局に要望書を提出しているが、航海当直部員としての甲・乙・丙の一本化は大きな進展であり、ありがたい。一方、700トン未満船舶の6級問題についても、水産高校卒業生に対して海上技術学校卒業生と同じ履歴で付与して欲しい旨の要望を出しているが、海上技術学校卒業生と同様に航海当直が可能となるのか。
- ・現状、海上技術学校の卒業生は、「+5月」の乗船履歴で6級資格取得が可能であり、それを前提に卒業時より航海当直を可能とするよう認定している。これに対し、水産高校卒業生は6級取得に1年9ヶ月の乗船履歴が必要となっている現状にある。
- ・了解である。であれば、水産高校卒業生の6級取得についても今後踏み込んで取り組んでいただきたい。従来の1年9ヶ月という乗船履歴では非現実的であり人材活用には繋がらない。もう少し踏み込んだ検討を要望する。
- ・6級資格取得については、海上技術学校本科と水産高校とで同様の教育内容であれば同じ扱いとしたい(在学中3ヶ月+社船5ヶ月=8ヶ月の乗船履歴で6級取得可能)。水産高校について現在調べているところであるが、海上技術学校等と同様に合計8ヶ月で6級取得ができないかを検討中である。

- ・合計8ヶ月という考え方であれば異議はない。お願いしたい。
- ・全日本内航船主海運組合では、ここ3年間、水産高校との就職懇談会を東北地方、中国地方などエリア別に実施している。水産高校から多数参加者がいるが、学校卒業時点で6級取得資格があれば学校側としても送り出しやすい、というのが現状である。
- ・新6級は、水産高校生に対しては受講資格がない。水産高校卒業生にもそのような措置を与えられようにならないか。当局の考え方はいかがか。
- ・新6級制度に関する考え方を現状把握していないので、次回の部会でお話したい。

## 論点2：教育・訓練機関におけるより実践的な教育・訓練の維持・強化

### (1) 航機両用教育の必要性

- ・航機両用教育については、各業者によってまちまちな意見がある。両用教育を受けた卒業生を採用した業者が彼らの意見を聞いたところ、63%程度の卒業生が「両用教育は良かった」（理由：反対職の仕事が分かり船全体での自分の位置が理解しやすい）、20%程度の卒業生は「メリットなし」（理由：仕事が甲板か機関かになっており在学中の時間が無駄）であった。航機両方の免状が取得できる教育体制は、海技教育機構以外にはないのでこれを維持して欲しい。また、内航輸送組合内でいろいろな意見交換を実施してきた中で、「陸上であれ海上であれ、即戦力については期待してはいけないのではないかと、仕事を教え込むのは企業の仕事ではないか」という意見が相当でてきた。学校における4級の免状をクリアーできる両用教育内容はそのまま維持して欲しいという意見もあり、2～3年という短時間でこれだけの内容を教えてもらえるのは事業者側では大変に助かるという意見が多かったことも報告させていただく。
- ・提示された資料では、両用教育に関してメリットが少なく、デメリットが多いようになっている。海技教育機構だけが両用教育を実施しているが、プロを求める事業者としては今の教育制度への物足りなさ、無駄を感じている。また、どの程度の生徒がそれを活かして仕事をしているのかまだ把握しきれていない。一般的には、就職後、プロパーとして業務に就くものと理解していることから、両用教育中の反対教育は時間の浪費になっていないか。現状の4級免状取得者（両用教育を受けた卒業生）は専門職教育を受けたがっている。また、（中卒の）本科と（高卒の）専修科で同じように4級教育をするのではなく、専修科では3級を目指すなど、変えられるところは変えて良いのではと思う。この会議の目的は船員の確保・養成であり、若年者の定着率を高めていくことにある。航機両用教育に関

して、内航総連を通じてアンケートを実施しているので、次回内航部会で集計結果を報告する。アンケート結果によっては要望を下ろしたい。

- ・本件は、メリット、デメリットの数の問題ではなく、それらの質が問題である。All or Nothingの議論は本質には向いていない、All or Somethingで判断すべきである、という考え方もある。

### 論点3:乗船実習の見直し

- ・実習効果を上げるために、実習時期について4年後期と6年前期に分離することを考えている。商船高専における実習終了者の海事社会への就職については、就職志望者の51%が海上職へ、卒業生全体では63%が海上へ、85%が海上関連産業に就職している。就職先が不足しているのが現状である。
- ・日本長距離フェリー協会労務部会傘下20社による内部検討の結果、大型フェリーを活用した社船実習を実施するなら受け入れるという意見がまとまったので報告する。その内容は、これまで内航部会あるいは国交省と打ち合わせをしてきた中で、外航船社が行っている現行の半年間という実習期間やほとんど止まらず運航を続ける環境などいろいろな問題が多々あるが、遠洋実習を含む9ヶ月間の乗船実習を航海訓練所で実施した後、フェリー各社で残り3ヶ月を行うというもの。特に、フェリーを活用した沿岸航海での実習や実習コスト負担について、航海訓練所と役割分担ができれば良いと考えている。現実的な問題として、フェリーの大型化に伴う船長クラスなどの1級海技士免状の必要性から、今後3級をターゲットとし、内定者を対象に実習を実施したい。
- ・この部会では、あらゆるリソースを活用するということを掲げているので、その準備が整ったということから大変心強い報告であった。
- ・資料によると、乗船実習は、航海訓練所練習船実習6ヶ月と社船実習6ヶ月で組み合わせられているが、前述のように内航船実習3ヶ月ということであれば航海訓練所の乗船実習を再考しておく必要はないのか。
- ・お示した資料はあくまでも外航部会資料の抜粋であり、内航に対しては今後内航に則した社船実習のあり方を教育機関と相談しながら決めていく。
- ・であれば、計画されている社船実習6ヶ月は今後検討されるのか。

- ・その通りである。例えば、外航と内航との内定者などの乗船パターン等を考えることも必要である。
- ・外航も内航も内定者が対象ということであれば、このことをさらに検討していく必要があると考える。
- ・その通りである。
- ・履歴の問題について、現状は学生の身分のままでの乗船履歴であるが、将来は学生身分と社員身分の乗船履歴の合計でよいという理解でよいのか。
- ・これに関しては聖域なく検討していきたいが、条約上は12ヶ月必要となる。今後具体的に相談して探していきたい。
- ・今回の議論は結論を見いだすものではなく、委員の意見を伺うものであり、次回に繋げたい。